

未成年者の契約取消権をご存じですか？

未成年者（20歳未満の者。ただし結婚すれば20歳未満でも成人とみなされます）は社会的経験も浅く、利害を判断する知識や能力もまだ十分とはいえない為、民法では未成年者を保護する為に、未成年者が法定代理人（通常は親権者である父母）の同意を得ないでした契約を取り消すことができるとしています。

※ 取消権は、クーリング・オフ期間を過ぎているような場合や不実告知・詐欺といえるかどうか明らかでないような場合に有効な手段となります。

取り消しの効果と方法は？

- 取り消された契約は最初から無かったことになり、未成年者は商品を返して、販売業者は受け取った代金を返すこととなります。
- 未成年者の取り消しの場合、他の取り消しの場合と異なり、既に使用した消耗品も今残っている状態でそのまま返せばよいとされています。

取消権を行使できるのは？

- 法定代理人
- 未成年者本人も単独で取り消しできます。



取消権の消滅時効は？

- 未成年者が成年に達した時から5年間で消滅時効になります。

取り消しのできない場合は？

- あらかじめ小遣いとして渡されている範囲でした契約
- 法定代理人があらかじめ営業許可をしている場合、その営業に関する取引契約
- 「自分は成人に達している」「親の同意を得ている」などと積極的に相手をだましてした契約